

## 区域外における公の施設の設置につき議決を求めることについて

東近江市の公の施設を日野町の区域内に設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、次のとおり日野町と協議することにつき、同条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成29年6月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 記

- 1 公の施設の名称 （仮称）布引の森
- 2 設置の場所 滋賀県蒲生郡日野町大字北脇字カミ山1番5  
滋賀県蒲生郡日野町大字北脇字カミ山1番114  
滋賀県蒲生郡日野町大字北脇字カミ山1番115
- 3 設置の目的 環境学習の場として使用するため。
- 4 経費の負担 東近江市の負担とする。

(仮称) 布引の森の区域外設置に関する協議書

東近江市（以下「甲」という。）と日野町（以下「乙」という。）は、公の施設の区域外設置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、次のとおり協議した。

(目的及び設置)

第1条 甲は、里山の自然を生かし、環境学習を通じて自然と人を繋げる場として使用するため、(仮称) 布引の森を設置する。

(設置場所)

第2条 (仮称) 布引の森の設置場所は、滋賀県蒲生郡日野町大字北脇字カミ山1番5、1番114及び1番115（別紙位置図及び区域図のとおり）とする。

(施設の内容)

第3条 (仮称) 布引の森の整備内容は、別紙整備イメージ図を基本とする。

(費用の負担)

第4条 (仮称) 布引の森の設置及び管理運営に伴う費用は、甲の負担とする。

(管理運営)

第5条 (仮称) 布引の森の管理運営は、甲が行う。

(利用の範囲)

第6条 (仮称) 布引の森の利用者の範囲については、制限を設けない。

(地元協議)

第7条 甲は、(仮称) 布引の森の設置について、地元自治会等と誠意をもって協議を行うものとする。

(相互協力)

第8条 甲と乙は、(仮称) 布引の森の設置について、相互に協力するものとする。

(協議)

第9条 この協議書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定める。

以上のとおり、協議したことを証するため、本協議書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

(甲) 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号  
東近江市長 小 椋 正 清

(乙) 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地  
日野町長 藤 澤 直 広